

奥州市 少年センターだより

<https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/9/1063/8/11248.html>

第76号 令和7年1月

奥州市少年センター発行

奥州市健康こども部こども家庭課内

電話 0197-34-1585(直通)

新年のごあいさつ



令和7年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます

少年補導員の皆様には、日頃より、当少年センターの活動に多大なるご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

おかげさまで当市の街頭補導巡回活動においては、大きな問題もなく、落ち着いた状況で推移しております。

近年、情報化の進展に伴い、青少年による非行や犯罪は、スマートフォンなどの情報機器が身近になった影響により、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)によるネット上のいじめや個人情報の流出、闇バイト等、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事件が、深刻な社会問題となっております。

少年センターとしては、補導員から声をかけて対話することで、子どもたちと社会の接点を生み出し、「見守られている、気にかけてもらってる」という安心感を与えるとともに、犯罪や非行の抑制につなげていきたいと思っております。

関係者各位の皆様方には、本年もご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶といたします。

奥州市少年センター所長

佐藤 憲寿

市内児童・生徒の生活のきまり(冬季)

外出するときは

①誰と ②どこへ ③何をしに ④何時に帰るのか

お家の人に伝えるのが大事!!



小学生 午後4時30分までに帰宅

中学生 午後5時までに帰宅 (部活動は例外)

高校生 帰宅時間は午後9時までとし、
夜間のひとり歩きはしない



お年玉をもらう冬休みは、子どもたちにとって何かと誘惑されやすい時季です。小学生、中学生のゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケ、ネットカフェ、ボウリング場の利用は保護者同伴に限ります。

今年も、子どもたちが事件事故に巻き込まれないように、見守っていきましょう!!

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

○ ながらスマホの罰則

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。（ハンズフリー装置を併用する場合は除く）

違反者は、**6ヶ月以下の懲役**または**10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役**または**30万円以下の罰金**

○ 酒気帯び運転の罰則新設

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が新設されました。



違反者は、**3年以下の懲役**または**50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役**または**50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役**または**30万円以下の罰金**

岩手県警察公式ホームページより

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう！！

2・3月街頭補導予定

2 月							3 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1							1
2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
	水沢1班		江刺1班		水沢2班			胆沢2班		江刺1班		水沢1班	
9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
		建国記念日	水沢3班		水沢4班			前沢班	江刺2班	衣川班		◎ 江刺3班	
16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
			江刺2班		水沢5班			◎ 水沢2班	◎ 江刺4班		春分の日	◎ 水沢3班	
23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29
天皇誕生日	振替休日	江刺3班	水沢7班		江刺4班			◎ 水沢4班	◎ 水沢6班	◎ 水沢7班			
							30	31					

【少年補導員の皆さんにお願い】

◎ 春休み期間巡回（15時集合）

3月14日（金）から26日（水）の巡回は、学校が春休みのため、15:00～16:00に行います。

※集合時間が変更となりますので、該当する補導員の皆さんはご注意願います。

都合により巡回補導を欠席する場合は、電話・メールまたは、専用フォームよりご連絡いただきますようお願いいたします。